

第 50 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 27 年 6 月 12 日(金) 午後 1 時から午後 4 時 40 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 16 番 1 号 岩手県水産会館 5 階 大会議室

3 出席者

【委員（8名） 敬称略・五十音順】

齊藤 貢

佐藤 きよ子

島田 卓哉

鈴木 まほろ

鷹觜 紅子

中村 学

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

環境保全課 環境担当技監兼総括課長 松本 実

県民くらしの安全課 参事兼総括課長 白岩 利恵子

自然保護課 自然公園担当課長 本木 正直

その他関係職員

【事業者】

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

4 議事

(冒頭、事務局から、委員 15 名中 8 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

(1) (仮称) 鹿角上沼風力発電事業環境影響評価方法書について

[会長]

それでは議題、(仮称) 鹿角上沼風力発電事業環境影響評価方法書の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社ユーラスエナジーホールディングス)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

県事務局から、事業者より説明させたいとのことですが、よろしいですか。
それでは、事業者から説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[会長]

ただ今事業全体の説明と希少動植物を除く事前質問に対する回答がありました。これらにつきまして審議は後ほど行いますが、まず最初に、今の説明と事前質問に対する回答についてさらに何か質問等がありましたら、希少動植物を除いてお願いします。

[齊藤委員]

今日配布された資料の8ページ目についてですけれども、低周波音の評価項目のご説明の中で、低周波音について面的な評価を行っているという説明があったと思うのですが、面的な評価というのは、実際に測定する点以外の所の予測評価をするという解釈でよろしいのでしょうか。

[事業者]

ご説明が不十分であったと思うのですが、評価としましては調査地点で評価するのですが、予測自体は面での広がりと言いますか、コンター図を記載致しまして、道路への広がりを評価させて頂くということになります。

[齊藤委員]

コンター図を作る際の予測には、そういったものについては、評価のベースには入ってこないで、全く計算式だけの評価ですか、それとも何回か測定した地点を前提としてこれくらいの予測になるだろう、という見解なののでしょうか。

[事業者]

コンター図自体は、風車からの寄与分の予測になりますので、現況値を加味しない形となります。

[齊藤委員]

あともう一点、これは確認なのですが、今日配付した資料の20ページと21ページの図のところ。主要な人と自然との触れ合いの調査、予測及び評価の手法の中で、5地点というふうに記載されているのですが、5地点が図の中で4つしか見えないのですが、5地点とはどこですか。

[事業者]

こちらについても説明がわかりづらかったかと思います。印をつけているのは4つなのですが、右側の瀬ノ沢川、こちらも釣り場等の利用を含めた人触れの間として、こちらを含めた5地点になります。

[会長]

他にございますか。

[島田委員]

全体的なことなのですが、現時点では、実際に発電施設をどの位置に作るかは決まっていないうことですが、大体のイメージでは尾根筋だということに宜しいのかということと、それに伴って道路を付けるとしたら、どのように付けるのか、その点についてのお考えをお聞かせ下さい。

[事業者]

全くご理解の通りでして、風力発電機そのものは、なるべく尾根筋に建てたいと思っております。道路につきましても、一部、かつて放牧場に使われていた作業道を利用しながら、道路を取り付けていきたいと考えております。

[島田委員]

はい。分かりました。

[会長]

他にございますか。

[鷹嘴委員]

今日の資料の19ページなのですが、可視領域というのがあるのですが、秋田県側に風車が建つということで、この図の中では事業区域というのは、ちょうど真ん中になる訳なんですけども、岩手県側の可視領域を広げていただけないでしょうか。

[事業者]

基本的には、視野角1度になる範囲を対象にした調査地点の設定をしているのだと思うのですが、もし必要がございましたら、もう少し岩手県側に広げた可視領域にしたいと思います。

ただ、それをどのような形で、例えば準備書にお示しするか、あるいはこういった審査の中での資料としてお示しするかにつきましては、どのような形でお示しするかよろしいでしょうか。

[会長]

視野角が1度で見える場所があれば、準備書に示していただく必要がありますし、そういつ

た場所がそもそも無ければ、特に示して頂かなくてもよろしいです。

[鷹嘴委員]

そうですね。特に無ければよろしいです。

有るか無いかを確認したいだけですので、岩手県側にも集落があると思うんです。

その集落の部分が途中で切れているので、もう少し先を知りたいということです。その確認です。

[事業者]

先程申し上げました、追加地点として設定している頼ノ沢地区ですけれども、こちらは青い線の範囲の中に入る形になります。具体的には、実施区域の南東側に、252 ページを開くと書いてあるのですけれども、小さく花輪鉦山という字が書かれているかと思います。その少し右下のあたりが、頼ノ沢地区になります。こちらが岩手県内で視野角1度に入る範囲の調査地点として適切であるということで、こちらを調査させて頂く予定です。

[会長]

他はよろしいでしょうか。

それでは、私の方から。今日配られた資料の2ページ目について、先程説明がありましたけれども、下の図の上の方の赤い線の部分が、配慮書段階から方法書にかけて削除されましたが、その理由をもう一度ご説明下さい。

[事業者]

右上の部分につきましては、頼ノ沢川沿いの区域を対象事業実施区域から省くということで、保安林を含む重要な自然関係のまとまりを回避するということと、頼ノ沢川沿いの水域の直接の改変を回避することというふうな計画にしております。

[会長]

それから、20 ページからの人触れの関係ですが、21 ページに施設と釣りのポイントが何箇所か載っています。インターネット等によりますと、この事業区域の一番下側が花輪峠で、そこから北の方に行きますと山がありますけれども、その付近はハングライダーがたくさん飛んでいるようですが、その関係は入れないのですか。

[事業者]

調査の過程で、ヒアリング等をこれから実施してくのですが、その中でそういった現状が把握できましたら、そういったことも、人触れの調査の対象地点に加えていくつもりです。

[会長]

それから、この地域を循環する資材の搬入路は県道 195 号なんですけど、これもインターネットによりますと、平成 25 年 8 月から平成 27 年 5 月まで数箇所が大雨で崩壊して使えなかったそうです。急な地形だと思われそうですが、そこを削ったり、将来のメンテナンスに利用するとい

うのは、かなり危険だと思いますが、大丈夫でしょうか。

[事業者]

土木施工上はそういった安全面を加味して設計致します。仮にこの道路を利用しないとなると、尾根筋に上がる新しい道路を作らなければならなくなり、かなり大掛かりになってしまいます。なるべく既存の道路を使って要所要所を拡幅していくということで進めていきたいと思っています。

[会長]

この辺はかなり崩れやすい土質だと思います。2年ほど前も大雨で5箇所ほど全面崩壊して使えなくなったことがありました。

将来、風車基地をメンテナンスするに当たって、自ら道路の修復工事までやらなければいけない可能性もありますよね。その辺を予め秋田県と岩手県の土木事務所等と詰めておかないといけないと思うので、事前に調整して準備書等に記載して欲しいと思います。

直接この委員会のテーマではないかもしれませんが、その道路は、事後調査等の後処理にも使うこととなりますので、それが使えなくなったら、後処理ができないこととなりますので、その辺の保証があるということを明記して欲しいです。

それでは、ここで一般的事項の質問を閉じまして、この方法書に関する知事意見を提出するに当たって、希少動植物以外で盛込むべき項目がありましたら、皆様の意見を取り入れます。何かございませんでしょうか。

[会長]

現段階では、発電したものの送電ルート、方法については決まっていますか。

[事業者]

未定です。

[会長]

送電線そのものについては、いわゆるアセス法の審議対象ではないのですが、附帯施設として、希少野生動植物等に関係してきますので、お聞きします。これは、準備書には出てくるのでしょうか。

[事業者]

どこまでお示しできるか分からないのですが、例えば釜石の案件のように、送電線施設を設置するとすればどういったコンセプトで設置するかといったようなことは、お示しできるかと思っています。

[会長]

持っていくべき変電所は決まっているのですか。

[事業者]

まだです。

[会長]

連携システムの保障はもう出ているのですか。

[事業者]

電力とのお話の中では、この地域は、少し連携に関しては厳しいとのことでした。

[会長]

ちょっと、まだ不確定な要素が多いですよ。準備書までやっても余裕がないと東北電力に断られたらできないということですよ。その辺は、事業者がちゃんとコスト計算してやるのでしょうかね。

[事業者]

仰るとおりです。接続できないからといって諦めるという考え方もなくはないですが、一方で設備状況を前提とした負担分工事をするというコストパフォーマンスが合えば、そういった選択もありえます。

[会長]

事前質問への回答も含めて、ペンディングの部分もありますし、追加の部分もありますので、そこは事務局で、知事意見を形成する際に入れて形成していただければと思います。

[会長]

それでは、これから本案件に対する希少野生動植物に対する質問や審議を開始致しますので、一旦ここで会議を非公開と致します。

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

他にございますか。

それでは、事前質問に対する回答の残りの部分、あるいは今日追加された質問等を含めて事務局の方で知事意見を形成して下さい。

それでは、(仮称)鹿角上沼風力発電事業環境影響評価方法書の審議を終了します。
ご苦労様でした。

(1) (仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画環境影響評価準備書について

[会長]

それでは議題、(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画環境影響評価準備書の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社ユーラスエナジーホールディングス)から事業内容等について、説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事業者より説明させたいとのことですが、よろしいですか。

それでは、事業者から概ね30分程度で説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[会長]

ただ今、事業者から準備書の内容、それから委員からの意見に対する回答、縦覧に対する住民等の意見とそれに対する事業者の回答が説明されました。

まず、ただ今の回答のうち、希少野生動植物の営巣地や、生育地等が分かるような指摘は、非公開にしなければならないと思いますので、それ以外の一般的事項、全般的事項について、質問をお願いします。

その後知事意見を形成するための意見を伺いますので、まず質問の方を、一般的事項についてお願いします。

[鷹嘴委員]

今日配布された資料の10ページの後ろに、写真が何枚か付いているのですが、その中で、私も先週、現地に行きましたが、実際その場所に近づくまでは、ブレードの先に色が付いているかどうか分からない状態でした。こちらの写真を見ますと、ブレードが全部赤というのがありますが、これも候補の一つなのでしょう。もし、全部赤だとすると離れていても目立つのではないかと思うのですが。

[事業者]

バードストライクの対策の一つとして、羽根の視認性を高めるということで、羽根を赤色に着色しているというわけなのですが、このモンタージュの中であるように、丸々1枚、3枚とも全部塗るかどうかという点については、まだ確定しておりません。これは、一番派手に見えるというのを例にしてお見せしているという位置づけです。

[鷹嘴委員]

分かりました。

[会長]

質問が多いと思いますので、ご自分が事前に質問したものも含めて、順番にやっけていこうと思います。今日配られた 1 枚ものの資料にある評価項目の上の方からいきたいと思います。希少種はさらに後にします。

まずは大気質から始めます。最初に専門の先生、次に専門外の先生もお願いします。無ければ、また後でとります。次に騒音、低周波音についてはありますか。質問でも結構ですし、事前質問に対する回答への再質問でも結構です。よろしいですか。もしなければ後でもう一回質問を取りますので、そちらでお聞きしてください。

[会長]

それでは順番に行きます。騒音、低周波音についてはどうでしょうか。

(委員からの質問なし。)

[会長]

それでは、振動はどうですか。

(委員からの質問なし。)

[会長]

それでは、水環境全般、水質底質に移ります。これについてはいかがですか。よろしいですか。(委員からの質問なし。)

[会長]

それでは、動植物、生態系のうち、希少種に関わらない質問、例えばここは自然環境保全地域で云々といった関係の質問で何かございますか。

[鈴木委員]

まず、先週の現地視察で、ここが和山湿原の近くですと連れて行って頂いた所が準備書の 14、15 ページの地図で言った場合、どの風車に一番近いのかを教えてくださいたいのですが。

[事業者]

和山湿原を見に現場に行って頂いた際に通った道路が、T19 から T20 の間で緑色が少し影のように膨らんでいるところがあるかと思います。このあたりの所から湿原両側の水域を見ていただいたということでございます。

実際に湿原自体は、この地点から両側、東西の方に広がっているということになります。

[鈴木委員]

それから、583 ページを見ますと、湿原が点々とあるのですが、1、2-1、2-2、2-3、3、4 の

湿地を示してもらっているものの中で、最も風車ヤードが近いのは2-3かと思われるのですが、それで正しいでしょうか。

[事業者]

その通りです。

[会長]

さっきの14ページから15ページに示しているものは、これでいうとどれですか。

[事業者]

準備書の15ページで見て頂きますと、2-3の湿原に一番近い風車は、T21ということになります。15ページの地図の真ん中右のあたりに、T21という風車が示してあります。

[会長]

T21の風車が583ページのどの部分ですか。

[事業者]

2-3の湿原のちょうど真上になります。

[会長]

それで、両側に湿地があって、真ん中の牧草地の道を少し改良すると。その道は、2-3の真ん中を通って行くということですね。

[事業者]

いえ、2-3ではなくてですね、2-1の水色の湿地の少し右側の部分を見ると線があります。その部分です。

[会長]

そこが一番近いということになるのですね。

[事業者]

はい。その真ん中あたりがちょうど先週見に行って頂いた辺りとなります。

[会長]

2-1の真ん中あたりですね。T21が一番近いということになるのですね。

[事業者]

はい。

[会長]

2-3の池は自然環境保全地域に入っているのですか。

[事業者]

入っています。

[会長]

では、この辺の池に関しては、風車が近くに建つということですね。

[事業者]

周りに立つということです。

[会長]

そうですか。分かりました。

[鈴木委員]

事前質問に関してお聞きします。自然保護課からの質問と私から出した質問にもあるのですが、特に湿原に近いところについて、風車ヤードはもちろんなのですが、そこに取り付けるための道路ですとか、改変全体で土砂が湿原に流れ込む流路に影響を与えるのではないかという危惧を一つ持っています。

それから3番で質問したように周囲を道路で囲むことで、外来種を呼び込む、または吹付等で積極的に入れてしまうことによって湿原の方に広がる可能性を危惧しています。

水関係については、水文調査を実施しますとお答えいただいたのですが、事後の生物相調査を行うのは難しいでしょうか。特に外来種関係について伺いたいと思います。

[会長]

では、それについてお答えください。外来種の事後調査は難しいですか。

[事業者]

特にご懸念されています自然環境保全地域の近傍での影響については、湿原エリアの方に、外来種が侵入することがあるかないかという確認をするための調査、これについてはエリアを限定すれば可能なのではないかと考えております。

[鈴木委員]

26番の質問についてなんですけれども、私が光量変化について触れたのは、説明が足りなくて風車の影と思われてしまったのですけれども、そうではなくて、むしろヤードを作る為の林の伐採、あるいは道路を作るための林の伐採によって、光量が多くなる、日照が増える方の影響を考えてこのように書いたのですけれども、これもやはり湿原に非常に近い場所において行われた場合には、湿原の生物相にも影響を与えることが想定されますので、そういったことも踏まえて湿原の近傍においては生物相の事後調査は必要だと思うのですが、先ほどのお答えと同

じでエリアを限定すれば可能ということによろしいでしょうか。

[事業者]

先ほどの外来種調査と同様に、ある程度近傍で、実際に風車の建設のある場所については、そういったことも検討していきたいと思います。

ただ、今話題になってますけれども 2-3 の近くの風車については、北側での改変ということで日照が直接そちらから差し込むということはないと思いますが、相対照度という観点で、調査についてチェックしたいと思います。

[鈴木委員]

もう一つ奥の方に 3 番という湿原「(仮称) 上琴畑湿原」というものがあるのですが、これは既設の道路に非常に接したところに湿原があるように見えるのですが、その理解で正しいですか。

[事業者]

はい。その通りです。

[鈴木委員]

ここの道路については、拡幅等は予定されていないのでしょうか。

[事業者]

はい。この道路に接している部分については、拡幅等はありません。

[鈴木委員]

はい。分かりました。

[会長]

はい。よろしいですか。

動物、植物、生態系、後は総論的な質問はよろしいですか。

[中村委員]

動物関係で二つあるのですが、まず一つは、今話題になっている池や沼の中に生息している水生動物、水生昆虫を含めた調査はされないのかということが一つ。それからもう一つは、底生動物関係の調査方法で、しばしばこのパターンがあるのですが、定量採取と底生採取の二つやるというその目的、解析方法はどのようになっているのかという、その 2 点についてお願いします。

[事業者]

底生動物の調査については、湿原中の調査ということでしょうか。

[中村委員]

水の中です。

[事業者]

水の中と言いますと。

[中村委員]

要するに池の中に住んでいる生き物です。水生昆虫、ヤゴとかです。

[事業者]

はい。分かりました。

それについては、調査自体は行っております。

水生動物の調査地点が、対象事業実施区域の主に周辺に地点として落としているんですけども、それは定量的な調査を行った地点ということで載せておまして、定性的には、対象事業実施区域内の沢、水たまり、池のようなところといったところで調査は実施しております。

その結果は、主に昆虫類ですとか、両生類、爬虫類の調査結果の方には反映しております。

2点目ですけれども、底生動物の定量調査と定性調査の目的の違いですが、定量調査につきましては、コドラートを取って、川の中と、岸よりとそれぞれ流況の違うところで、調査しているのですが、調査の区画、環境が限定されてしまうので、それを補う定性調査ということで、範囲を広げて調査をしております。

[中村委員]

定性調査が、定量調査を補うためということではなく、定量調査はおそらく何かを解析する方法で、色々な指標、指数がありますが、そういったものとセットであるという感覚がありますが、そういったものは考えていないのですか。

[事業者]

定量調査については、今回は個体数等を測定するに留めておまして、そこから何か細かく分析するというところまでは行っておりません。

[中村委員]

であれば、定性調査だけで良いのではないかと思います。

[事業者]

はい。

[会長]

他にありますか。

[島田委員]

先ほどからの湿原の話の関連なのですが、事後調査というもののタイミングをもう少し具体的に説明していただけますか。例えば、イヌワシとかコウモリの場合の事後調査は、風車が出来てからの話だと思いますが、湿地の場合にはどういうイメージなのか教えてください。

[事業者]

湿地、主に自然環境保全地域が中心なのですが、まず、工事に着手する前の水文環境を見ます。それは、工事を実施した後に変わったかどうかをチェックするという意味で事後調査を実施することを今考えております。

それから、先程話題に出ました光環境についても、同じように事前と事後でチェックするというを考えております。

[島田委員]

工事が始まる前であれば分かりますが、工事が終わってからというのは、要するに風車が建った後という意味でしょうか。

[事業者]

はい、その通りです。

[島田委員]

そうですか。後は意見の部分で述べます。

[会長]

次に、景観に関しまして、再質問であるとか、一般的な質問がございましたらお願いします。

自然環境保全地域というのは、自然環境を保全するために設定されるわけですが、県の方針としては、ここにたくさんの訪問客が来るとするのは望んでいるのですか。

[事務局]

特にお客をたくさん呼び込もうとか、そういうことを考えているわけではないです。

[会長]

やはり自然そのものを将来に向かって保全する、というのが一番の目的ですね。

[事務局]

残していく方向とすれば、これは言いすぎかもしれませんが、なるべく人が来ない方が残しやすいのではないかと思います。

[会長]

それはそうですね。人が来ると色々落し物もありますしね。

そういったことを考えると、次の景観についても、その下の人と触れ合いの場もそうですけども、遠くから見て、あそこは自然環境保全地域だとか、それを見て満足するとか、その程度

だということですよ。

だから言ってみれば、自然環境保全地域の機能を、色々な開発があっても維持出来るということが、自然環境保全地域の指定の一つの理由ですよ。

ですから、その景観も含めてその周りに風車がいっぱい建つということは、どういう風に評価されるかということですよ。

外国ですと、うまく割り切っていて自然保護地域の周辺にも風車が建っているという報告もありますけど。ただ、周辺の一部であればいいのかもしれませんが、周りに取り囲むように建ってしまうと、後の動植物の希少種の議論になりますけど、そこが孤立してしまいますからね。

その辺でどうもこの自然環境保全地域の指定と、この風車が周りを取り囲むというのは違和感があるんですよ。

この辺は、事業者の方でそういった例がいっぱいありますか。

[事業者]

環境アセス的な側面で言いますと、法アセスの対象になって、これだけ詳しい調査をやって、我々も経験を積んでいるところもありますけども、アセス的に今までどうだったかという話は、なかなかちょっと申し上げ難いのですが、風力発電所建設に係る許認可という観点で申し上げますと、今回の和山湿原につきましては、事前に自然環境保全地域の指定エリアというものを図面で頂きまして、そこには普通地域も含めない形で配置をしております。その上で、準備書の手続きの中で現地調査をして、まとめています。

[会長]

それは、ぎりぎり開発エリアが自然環境保全地域には入らないということですよ。

ただし、この間現地に行った時には、二つの湿地の間の道路を改良して、施設に行きますので、それは一部改良があるわけですよ。

[事業者]

そこは、今後、ゆくゆく詰めていくべきところなのですが、現地で、もしかしたら、「自然環境保全地域に指定されています」という看板をご覧になったかと思いますが、あれを見る限りにおいては、その作業路だけははずれているかと。

[会長]

白の看板ですか。あの看板は、ちょっと白が色が変わっていて読みきれませんでした。

[事業者]

ただ、やはり水はありますので、行政手続き上は、どうこうというのはあります。

それはそれとして、やはりあそこに風車を通す為には、多少なりとも手をつけるということを我々として分かっていますので、そういった、なるべく環境に影響を及ぼさないような工法、それこそ、必要最低限のという言い方になるのですが、そういった形で進められたらなど考えています。

[会長]

今の関係で県の方に自然環境保全地域の二つの沼の真ん中を通っている現在の農道はOKであるか、あるいは農道そのものが区域外なのかということの後で確認して、皆さんに資料を配って頂ければと思います。

それでは、人と触れ合いと景観を含めまして、他に何かございますか。

[中村委員]

たいした事はないのかも知れませんが、今にわかには話題になっている世界遺産の橋野の関係は何か情報はあるのでしょうか。

[事業者]

テレビの報道の通りで、勧告を受けたというお話以外は特にありません。

[中村委員]

道路に定期バスを走らせるという話を聞いたような気がするのですが、この工事用道路の笛吹峠の所ですよ。もしかすると景観の面で何かそういう指摘はないのですか。

[事業者]

景観という観点でいきますと、橋野高炉の所から、直接風車が見えるということはないです。後は、道路の一般の方々の往来が多くなるという話がありまして、確かにそれはそうかなと思います。

[中村委員]

分かりました。

[会長]

橋野から風車が見えるというわけではないのですよね。

[事業者]

橋野高炉の所からは、風車は見えないです。

[会長]

それでは、この項目としての一般的な事項について、今議論していますけども、廃棄物等につきましてはいかがですか。

[鷹嘴委員]

準備書の38ページに、基礎の構造があるのですけども、ざっと計算すると、ここで大体改変が900 m³くらいあるのではないかと思うのですが、基礎をコンクリート等で敷設した後、埋め戻し等を引いたとしても、おそらく700 m³とか、それくらいの残土が出ると思うのですが、この残土の所で、原則として、対象事業実施区域内で処理するというふうになっているのですが、

どのような形で処理をするのですか。

例えば、8 ページの所に工事の工程について書いてあるのですが、丁度道路の工事と、それからちょっと遅れて風車基礎工事というふうな形で入っているのですが、道路を拡幅するための切土とか、盛土とかがあると思うのですが、そういったものに使うのですか。それとも、また別な形で処理をされるのでしょうか。

[事業者]

基本的には、切土で出てきた土を、盛土で使うというような土木的なバランスを取るような設計を心がけています。それでも、冒頭に仰っていたように、基礎を設計する時は、単純に穴を掘ってそれが抜けてきますので、そういった、どうしても余りが出てしまうことについては、例えば準備書の 10 ページの図面の中で、左側の真ん中の所に、第 1 号土捨場というのがあるのですが、要は、こういったところに土を寄せて、こういった意味で、事業区域実施外には出さないという考えを持っています。

[鷹嘴委員]

一箇所あたり 700 m³は、かなりの大きさになりますよね。

[事業者]

そうですね、かなりの大きさになると思います。

[鷹嘴委員]

今までの経験上から、事業実施区域内で処理できていたということですか。

[事業者]

はい。ほぼ出来ております。

建設に関する許認可状に、なるべく同じ場所で処理しなさいという指導が出ます。

[鷹嘴委員]

わかりました。

[会長]

土捨場は二箇所ありますよね。

[事業者]

二箇所です。

[会長]

あまり風車の近くに土捨場を作ると、どうしても草が生えて、色々動物が寄ってくると思うのですが、もう少し離せないのですか。

ある風車の横にやっても、近ければいいという利便性は、それは 1 台だけであって、広い 57

台全部を考えると、どこか適地で野生動物に影響が無い所がありそうな気がするのですが。これは、当然、購入した安い所から選んでいるのですよね。

[事業者]

はい。

[会長]

そうなる、今申し上げたことも配慮して、湿原地域は再考して頂きたいと思います。

他にございますか。よろしいですか。

それでは、一般的な事項に関して知事意見を構成するにあたり、さらに、何か今までの質問で残ったところは、それを事務局が取り入れてくれればと思うのですが。他にございますか。

[鷹嘴委員]

ここで質問するのが正しいのかわからないのですが、現地に既に11年経過した風車があるのですが、現地調査のときにも質問したのですが、「事業期間が20年で、それが終わった後どうするのですか」と、そしたら「全部解体します」と回答を頂きました。

それで、更新出来ない時は解体する、基礎についても解体するというお話だったんです。そうしますと、今回は、建てることに関しては、環境に及ぼす影響を考慮しているのですが、それらのものを、解体する時もやはり同じように大気汚染だとか、振動とか、色々影響が出てくるのではないかと思うのですが、その辺のことも、作る段階で解体の話聞くのも何なのですが、お考えとかはあるのでしょうか。

[事業者]

非常に難しいご質問です。

恐らく、我々の風力発電所のみならず、他の事業者の古くからやっている発電所の例えば、再建ですとか、そういったものも、おそらく検討していかなければならないのかなと思います。

なので、そういったご指摘も踏まえて、新たなルールができるのではないかなと。これは一事業者というよりは、業界の流れとして何かそういったものができるのではないかなと、というところに留めさせて頂きたいと思います。

[鷹嘴委員]

ちなみに、私は建築の方に仕事で携わっているものですから、まさに戦後の鉄筋コンクリート、校舎を含む建物になるのですが、どんどん建ってきて、それが例えば少子化に伴って合併になった後に廃校になったりとか、震災等もそうですけど、解体しなければならない建物はかなりあるわけですよ。

ですからこれは遠い将来の話ではなく、常に作ったと同時にそういうのを考える必要があるのではないかなと、余計なことだったかも知れませんが、個人的に質問させて頂きました。

[会長]

他にありますか。

[佐藤委員]

先程聞かないでしまったのですが、配付された資料の環境影響評価の項目について、ここを工事する時や、建設機械が稼働する時に、大気とか騒音とか水質とかに×がついていますが、これらについては、影響はないのですよね。建設機械の稼働の部分ですが。

工事用資材の運搬などには、「窒素酸化物とか粉じんを測定する」に○がついてますけども、建設機械が稼働している時は、あまり必要ないのでしょうか、あまり影響はないということでしょうか。

[事業者]

その点につきましては、建設機械の稼働する場所が、対象事業実施区域の内側なんですね。先程ご説明した通り、風車から最寄の住宅までの距離が3kmくらい離れていまして、要は、そこまでに騒音ですとか、大気質の影響が、かなり緩和されることが想定されますので、今回は項目として選定していないということです。

仮に、事業実施区域の真横に住宅がある場合ですと、当然そういう場合には、項目として選定して予測する必要が出てくると思います。今回は、事業地の立地から見て外したということになります。

[佐藤委員]

分かりました。

[会長]

造成工事等で、機材等の動きが出て、騒音等で例えば動物等に影響する場合には、その下の参考項目表の「造成等の施行による一時的な影響」に○がついています。

それについては、実際対応していますからね。

[会長]

はい。他によろしいですか。

それでは、私の方から。

この間現地に行ったときに、農地法にかかる牧草地が設置予定地に入っていますが、農地を使う、転用に当たっては、現在、釜石市と協議して建設までには何とかしたいと言われていましたね。

ただ、それはかなり重要なことで、それが認められなければ、森林の方に場所をシフトする必要があるとこの前も説明がありましたが、その関係でちょっとお聞きしますが、準備書の143ページに規制を受ける地域が示されています。

この事業区域は、薄茶色の土石流危険溪流の指定があつて、上部に一部保安林が入っていますけども、この間、この事業区の右側がほとんど国有林だと言っていました、国有林の指定は、何も規制はかかっていないということですか。

[事業者]

国有林の指定を受けている所は、保安林になっております。

[会長]

保安林なっていますか。

[事業者]

はい。この図面ではうまく入っていないのですが。

[会長]

そうですね。この図は間違っていますよね。

それから、もう一つは保安林に指定されている場合に、国有林を風車の設置のために認可することは普通よくある話ですか。

[事業者]

普通ということではないのですが、国有林側の方を、アセス手続を実施するために林地を活用するという点について、協議をさせていただいておりますので、こういった計画について徐々に詰めていく必要があると考えています。

[会長]

今日の1番目の議題の、鹿角上沼ウィンドファームは、全部が国有林でしたよね。

その中の昔牧草地であったところを使うだけならば、まあ森林ではないから農地転用だけの問題でしょうけどもね。

保安林を使うとなると、こちらの案件と共通の問題がありますよね。

国有林側がOKと言わないと出来ないということになりますね。

そうすると、釜石市が農地転用が駄目だといった場合には国有林を使うしかないから、こんどは国有林との関係になりますね。

そういった見通しが分からないと、ここでいくら審議しても、そちらが一生懸命調査しても、結局なんにもならなくて無駄になってしまいます可能性もありますよね。

そういった見通しがいつ立つのかと。今度は森林の方に場所をシフトするといった場合に、今論議している場所が全部変わってしまう訳ですよ。

この前、現地でもありましたけども、100m以内なら移動可能であると。300mだったかな。これはリプレースの場合ですけども。

それを超えると新たにアセスをしなければならない。そうするとまた膨大な調査をして、また我々も審議しなければならない。

いずれ早く、あらかじめその辺のところはクリアしておいて欲しいんですよね。

もう一度お聞きしますが、その辺の見通しはどのようになっているのですか。

[事業者]

許認可に関する見通しということで、まず一つは農地の関係ですが、現行法では、第1種農地は、風車設置のための転用はできません。

ただし、この地区の農地転用につきましては、復興特区法による転用を目指しております。つまり、この風力発電事業を通じて、復興を後押しする事業であるという位置づけを頂いて、

農地の転用をみなしという扱いをいただいて、風車の設置をするということで、この件につきましては、釜石市、復興庁、東北農政局まで、我々がこのような事業を計画していることを御存知です。

一番最初の案件の概要のところ、何 ha というようなお話をしましたが、結果的にユースとして何 ha を転用しようとしているのかといった具体的な数字が出てきたところで、協議を再開しようという位置づけになっております。

もう一つは、国有林、保安林の方ですが、こちらも東北森林管理局の方と打合せをしております。要は、ここで風力をやることになった経緯、風況の話ですとか、用地選定の話等々、釜石市において、この事業がどのような位置付けかといったこととか、そういったことを説明してくださいと言われております。

ですので、今こういった準備書手続と並行して協議をしているところですが、先ほどの復興特区法の中で、釜石市の復興整備計画に反映されますと、いよいよ地元にとっても重要な事業なんだなということで、併せて保安林の協議が進むものと考えています。

[会長]

その復興特区法は、釜石市を通して出してくるのですか。

[事業者]

はい。そうです。

[会長]

この復興特区法の対象事業になるということですね。

もしも復興特区法が適用されると、このアセスは特定環境アセスメントに変わるのですか。

[事業者]

アセスにつきましては、確か、復興特区法とは、扱いが違ったかと思います。

[会長]

では、このまま手続を継続して、この準備書で行くということですか。

[事業者]

はい。

[会長]

分かりました。

いつ頃決まるのかは分かりませんが、ダメだとなると、またやらなければいけないですよ。100m森林に移動するといっても、我々は今の位置で論議しているので。

[事業者]

そういう意味でいきますと、今風車ヤードと指定しているところから、風車の位置を変更し

たとしても、例えば数十mとか、既に調査した範囲内で微々たる変更しか行わないつもりです。

[会長]

もし既定の風車の位置が農地で、近くに森林も無ければそこはアウトということですよ。今は農地の中に作ろうとしていますよね。そこが特区法が適用されないとすると、森林にシフトしますね。

[事業者]

はい。

[会長]

その風車の位置が、今計画している位置から 500mも遠くに移動するとすれば、その風車は作れなくなりますよね。そういうことですよ。

500mも離すのであれば、これは新しいアセス手続が必要となりますから、再度アセス手続を行うということになりますよね。

[事業者]

そうですね。

[会長]

だから、問題はたくさんありますね。

そのような問題が残っている案件を審議するのは容易ではないと思います。

それでは、外に質問はありますか。

[島田委員]

もう一度湿原の話に戻りますが、自然保護課からの意見にもあるように、湿原に近いところの風車もどうしてもつくらなければいけないのかというのが、正直な感想です。

先ほど、事後調査をいつのタイミングでやるのかと聞いたのは、例えば、ヤードを造成して道を作ってその際に細かく水系等をモニタリングしているのであれば、何か影響があった場合にも止められると思いますが、全部出来てから、一番考えられるのは、湿原の乾燥化が進むといった状況になってしまったら、もう取り返しがつかないのではないかと思います。

例えば、バットストライクのような場合は、風車を止めれば良いという考え方もありますけれども、湿原に悪い影響が出始めたら、出来てからだと取り返しがつかないのではないかと思います。なので、例えば T21 の風車は、距離にすると数百m程度しか離れていませんよね。

明らかに水色の湿原にかかる範囲で、200m程度しか離れていないように見えますので、そういったところへの風車の設置は再考していただけないのかなという意見です。

[会長]

そうですね。やはり予防原則ですよ。

後からでは間に合わないと思います。

その他の項目についてもそうですが、事後調査では間に合わずに壊滅してしまう恐れもありますから、危険度を早めに見極めて回避するというのがアセスの大原則なので、危ないところは回避してほしいし、まず自然環境保全地域の周りは、出来るだけ遠くにリタイヤしてほしいと考えます。

[会長]

ここで一反会議を閉めて、希少種について非公開で審議したいと思います。

それでは、一度休憩を入れたと思います。再開は3時50分からでお願いしたいと思います。

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

では、事業者さんもおられますので、会の方一回閉めます。

これまで、本案件に対して述べられた意見を審査会の意見にします。事務局におかれましては、これらを踏まえて本件準備書に対する知事意見を作成するようにお願いします。

以上で、(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画環境影響評価準備書の審議を終了します。

どうもありがとうございました。

[会長]

それでは、事務局から連絡事項がまだありますね。

[事務局]

事務局からの連絡事項でございます。

本日、委員の皆様からいただいた御意見を基に、御審議いただいた事業の方法書及び準備書に対する知事意見を作成いたします。

案が出来た段階で委員の皆様にもお送りしまして、内容の確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[事務局]

それから今後のスケジュールについてですが、これは先ほど後で説明させてもらうこととしたものですが、参考資料を使って簡単に説明させていただきます。

参考資料の1の表の番号でいきますと、⑤番と⑥番の案件につきましてですが、まず⑤についてですが、こちらにつきましては、4月21日から5月20日にかけて準備書の縦覧を行っておりまして、意見の概要及び事業者の見解の方も今週、県に届いておりますので、再度スケジュールの調整をさせていただき、審査会を開催したいと考えております。

それから⑥につきましては、こちらにつきましては、7月頭から準備書の縦覧を予定しているとの連絡が事業者からありました。この案件につきましては、現地調査をまだ実施していないので、現地調査を実施してから審査会を開催するという流れになりますので、審査会の開催につきましては、10月以降を予定しております。

それから、今後予定される事業についてですが、事業者の方から委員の皆様にご相談に

伺っている場合もあるようですが、県で掴んでいる案件につきましては、こちらにお示ししている4つの事業となります。

まず1つ目は、県北地域で計画されている風力発電事業で、こちらにつきましても6月の下旬頃から配慮書手続きに入りたいと事業者から伺っております。

それから2、3、4番につきましては、年度後半に手続きの開始が予定されていまして、火力案件につきましては、条例アセスの対象となりますが、これらについては、まだ詳しい情報が入ってきておりません。

また、現地調査、審査会と委員の皆様にご負担をおかけすることになり大変恐縮ですが、引き続きよろしく願いいたします。

今年度につきましては、近年まれに見る案件の多さで、これまでは年間2~3件程度の審査が行われてきましたが、今年度は二桁に近いくらいの案件を審査しなければならない状況ですので、大変恐縮ですがよろしくお願いいたします。

なお、審査会の開催につきましては、可能な限り1回の開催で複数の案件を審査するなど、効率的な運用に努めて参りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

[会長]

はい。分かりました。

事務連絡なので、特に質問はないと思いますが、何かありますか。

[鈴木委員]

先ほどのお話しですと、県の方でもまだ把握されていない案件もあるようですし、個別の審査もそうですが、県としてのグランドデザインのようなものが見えてくればと思います。

例えば、ここは推進するけど、ここは保全するといったようなデザインが見えてこない状況です。ここは開発されるけど、ここは保全されるからいいかなどという判断ができないので、1箇所1箇所、個別に厳しく判断せざるを得ないという現状もありますし、具体的にどうして欲しいとは言いにくい部分もありますが、共通認識として持っていただければと思います。

後は、是非把握されていない部分につきましても、情報収集に努めて頂きたいと思います。

[事務局]

了解いたしました。

グランドデザインにつきましては、事務局としても中々難しい部分もございますが、新規の情報につきましては、関係部署と情報共有を図りながら情報収集に努めまして、委員の皆様にも情報提供をして参りたいと思います。

[会長]

県の同じ環境生活部の環境生活企画室で、県全体の風力発電の状況と希少猛禽類の生息状況を重ね合わせた図が、前にホームページにありましたね。

その後、ごく最近に、ここは風力発電の適地ですよと示したものがあつたかと思いますが、これも、まだホームページに載せていますか。

[事務局]

事業者を募集する時期には載せていたと記憶しておりますが、現在もまだ載せているかどうかは、申し訳ありません、確認できておりません。

[会長]

分かりました。

そのような情報で、委員の方が持っていない情報があれば提供してください。

[事務局]

はい。分かりました。

[会長]

それでは、以上で審議は終了します。

[事務局]

それでは、以上で第50回環境影響評価技術審査会を終了いたします。

長時間に渡る審議、大変ありがとうございました。